

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成30年11月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成30年12月4日（火曜日） 午前10時から	高松市番町1丁目8番15号 高松市役所3階32会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成30年11月20日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課に提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

高松広域都市計画道路の変更案の概要

高松広域都市計画道路を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考	
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員		地 表 式 の 区 間 に お け る 鉄 道 等 の 交 差 の 構 造
幹 線 街 路	3	高松海 岸線	高松市 新田町 字本村	高松市 亀水町	高松市 郷東町	約18,200m		4 車 線	20m		—
	4										
	112										
	車線の数の 内訳		2車線			約3,470m					
			4車線			約12,060m					
		6車線			約2,670m						
内訳		高松市 亀水町	高松市 亀水町		約740m	地 下 式		19m			
					約17,460m	地 表 式		16m～32 m	J R 予讃線と 立体交差 J R 高德線と 立体交差		

										琴電琴平線と 平面交差 幹線街路と平 面交差12箇所
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------------

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。